

④ こども施策 6つの基本理念

「こども施策」は、以下の6つの基本理念を踏まえたうえで進められていきます。

1	個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取り扱いを受けることがないようにすること【すべてのこどもは大切にされ、基本的人権が守られ、差別されないこと】
2	適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること【すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること】
3	その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること【年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること】
4	その年齢及び発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること【すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれらにとって最もよいことが優先して考えられること】
5	こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること【子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること】
6	家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること【家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること】

こども基本法第三条引用・【 】内は、こども家庭庁「こども基本法」概要より

POINT

1~4に関しては子どもの権利条約の基本原則が盛り込まれています



「意見を表明する機会が確保される」「意見が尊重される」という子どもの意見表明権は特に重要です。

国や地方自治体は、子どもの最善の利益を実現する観点から、子どもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組むこととしています。